

北中城村告示 第28号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、下記のとおり公金の収納の事務を行わせるものを指定し、当該事務の委託をしたので、同条第2項の規定により告示する。

令和8年4月1日

北中城村長 比嘉 孝則

記

1. 指定公金事務取扱者の名称
株式会社 チェリーペーパー
2. 指定公金事務取扱者の事務所の所在地
沖縄県中頭郡北中城村字屋宜原 739 番地
3. 委託した公金事務に係る歳入等
北中城村一般廃棄物処理手数料
4. 指定公金事務取扱者の指定をした日
令和8年4月1日
5. 歳入等の公金事務を委託した日
令和8年4月1日